

税のお知らせ

税の申告はお忘れなく!

申告相談期間 2月5日(金)～3月15日(月)

平成21年分所得(平成21年1月1日から12月31日までの所得)に関する市・県民税等の申告の時期が間近になりました。

市では、2月5日(金)から3月15日(月)まで所得申告相談を行います。この申告内容が、平成22年度の市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の基礎となりますので、忘れずに申告してください。

※日程等、詳細は今月号広報と同時に配りした申告の案内をご覧ください。

申告相談注意点

- ▽申告相談は1月1日現在、住所がある地域内の受付会場で行ってください。
- ▽申告相談期間中は、申告相談会場以外(市役所税務課、各支所地域振興課等)での受付はしていません。
- ▽二本松税務署が行う所得税の確定申告の受付会場(福島県男女共生センター、2月5日～3月15日)は地区指定がありません。
- ▽税務署から送付された申告

書等があり、市で申告される場合はそれを持参してください。

▽各世帯に市・県民税等申告書1部を送付しましたが、そのほか世帯の中で申告が必要な方は、市役所税務課、各支所地域振興課または各住民センターで事前に受け取ることができます。

▽営業、不動産収入がある方は収支内訳書および売上げ、仕入れ経費等が分かる帳簿、領収書または書類等を整理し、持参してください。

▽源泉徴収票は原本を持参してください。給与の源泉徴収票を事業所から交付されていない方は、事業所に依頼し申告時までに交付を受けてください。

▽公的年金等に係る所得のみであった方で、年金から所得税が差し引かれていない場合であっても所得税と市・県民税の人的控除額に差があります(たとえば、所得税の配偶者控除および扶養控除はそれぞれ38万円ですが、市・県民税はそれぞれ33万円となります)ので、所得によっては市・県民税が課税される場合があります。

このような方が、市・県民税の配偶者控除、扶養控除や医療費控除等を受ける場合には申告が必要となります。

▽市・県民税の住宅ローン控

除(住宅借入金等特別税額控除)を受けようとする場合、平成21年度までは市・

県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出が必要でしたが、平成22年度からは提出が不要になりました。

ただし、退職所得または山林所得のある方、および所得税において平均課税の適用を受けている方は、平成21年度までと同様に申告をした方が有利な場合があります。

お願い

ますのでお問い合わせください。

▽税務署の判断を必要とする複雑な申告内容の場合(株式譲渡、先物取引、土地・家屋の譲渡等)は、男女共生センターへご案内させていただきます。場合もあります。

◎問い合わせ:

税務課市民税係 ☎(55)5085

確定申告はインターネットで行うことができます

所得税の確定申告が、国税電子申告システム(e-TAX)を利用して、自宅にいながらにして申告することができます。

e-TAXを利用して確定申告をした方は、最高5,000円の税額控除を受けることができます(この控除は19年分から22年分のいずれかの年分で1回受けることができます)。

電子申告をするためには、電子証明書(個人であれば住基カード等)が必要になりますので、住基カードが必要な方は、早めに市民課または各支所市民福祉課で取得してください。

(手数料500円)

また、電子証明書(住基カード等)を読み込むためにはカードリーダーが必要です。市では無料貸出用のカードリーダーを10台準備しております。数に限りがありますので必要な方はお早めにお問い合わせください。

◎問い合わせ…税務課市民税係 ☎(55)5085

e-TAXホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>



寝たきりの方のおむつ代に係る医療費控除

寝たきり状態にあり、治療上おむつの使用が必要な方が、おむつ代に係る医療費控除を受けるには、確定申告の際に医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が必要です。

ただし、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている方は、要介護認定時の主治医意見書により次の内容が確認できれば、「おむつ使用証明書」に代わって市で発行する「主治医意見書確認書」で控除が受けられますので、本庁高齢福祉課または各支所市民福祉課で申請してください。

○確認する内容

- ①主治医意見書の作成日
- ②要介護認定の有効期間
- ③障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)
- ④尿失禁の発生可能性

◎問い合わせ:

高齢福祉課介護保険係
☎(55)5115

償却資産(固定資産税)の申告は2月1日までに

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産について申告しなければなりません。対象となる方は、忘れずに申告してください。

申告の対象

会社や個人で工場、商店、農業などの事業を営む方が、その事業のために使用している構築物、機械、器具、備品等の土地・家屋を除く事業用有形固定資産。

申告期限 2月1日(月)

申告書の提出場所

税務課資産税係、各支所地域振興課、各住民センター
※地方税電子申告システム(eLTAx)による申告を利用できます。初めて利用される場合は、電子証明や利用届出が必要になりますので、早めに手続きをしてください。

・eLTAxホームページ
<http://www.eltax.jp/>

※申告書は、昨年申告があった方に送付されていますが、新たに事業を始められた方は、問い合わせ先までお電

話ください。

◎問い合わせ:

税務課資産税係
☎(55)5086

納税標語コンクール

表彰式を開催

平成21年度納税標語コンクールは、納税意識の高揚を目的として作品を募集し、過日、入選作品の表彰式が行われました。

最優秀賞受賞作品および入賞者等をお知らせします。

最優秀賞

二階堂飛鳥(油井小)

最優秀賞作品

納税で
よりよい暮らし

二本松



▲最優秀賞を受賞した二階堂飛鳥さん

優秀賞

- 菊地 圭太(二本松南小)
- 渡邊莉英子(二本松北小)
- 藁谷 正輝(安達太良小)
- 佐藤 直希(原瀬小)
- 佐藤 駿人(上川崎小)

佳作

- 宗形 瑞稀(二本松南小)
- 菅野裕日子(二本松北小)
- 菅野 玲央(岳下小)
- 遠藤美香子(杉田小)
- 鈴木 友紀(大平小)
- 遊佐 翔太(油井小)
- 野地 美咲(下川崎小)
- 高橋 弥子(旭小)
- 大内 理佐(針道小)
- 菅野 未歩(北戸沢小)

◎問い合わせ:

収納課収納管理係
☎(55)5087

今月の休日納税窓口

日時 1月24日(日)

午前8時30分～正午

場所 市役所(本庁)一階収

納課(正面玄関右奥の出入口をご利用ください。)

対象 やむを得ない事情により納税が遅れている方

◎問い合わせ:

収納課収納徴収係
☎(55)5088

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

— 社の中の斎場 —

**ありがとう
心静かに手を合わす。**

☎0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備

ほうりん 鳳麟

ほうりん斎場 二本松市上竹2-286-1
TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377

東和斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15

大山斎場 大玉村大山字玉貫19

福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960